

議案第33号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(償還金の支払猶予等)」に改め、同条中「係る」を「係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、」に、「、違約金及び償還金の支払猶予」を「及び違約金」に、「令」を「法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令」に、「並びに第8条から第10条まで」を「、第8条並びに第9条」に改める。

第12条を次のように改める。

(支給審査委員会)

第12条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る償還免除等に関し必要な事項を定めるとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関として大阪市災害弔慰金等支給審査委員会を設置し、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

災害弔慰金の支給等に関する条例（抄）

(償還方法 等)
償還金の支払猶予

第11条 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、償還方法、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、**法第13条、第14条第1項、第及び**

16条及び附則第2条第1項並びに令第7条第3項及び第4項並びに第8条から第10条並びに第

条までの規定によるものとする。
9条

(償還金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、災害援護資金の償還金を減額し、又は免除することがある。

(支給審査委員会)

第12条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、**大阪市災害弔慰金等支給審査委員会**（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。